

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(DVP 決済手数料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 当社は、必要があると認めた場合には、取締役会の決議により、当該取締役会の決議の日の属する営業年度中の当社が定める期間について、前項に規定する清算対象取引の件数に乗すべき金額を35円未満に変更することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 手数料の納入時期等</p> <p>(手数料の納入時期等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>2 第4条第3項の規定を適用した場合における納入済みのDVP決済手数料の精算に関し必要な事項は、当社がその都度定める。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年3月1日から施行する。</p>	<p>(DVP 決済手数料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第3章 手数料の納入時期</p> <p>(手数料の納入時期)</p> <p>第12条 (略)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>